特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年) **12**月 **18**日 (水) R

No. 15076 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆世界の知的財産法 第30回 チリ ………(1)

☆知的財産研修会(数値限定発明に特有の留意点

世界の知的財産法

BLJ法律事務所 誠1 弁護士 遠藤

Ι はじめに

チリ共和国(スペイン語では「República de Chile」。 英語では「Republic of Chile」。以下「チ リ」という)は、南米大陸南西部の太平洋岸に位置 し、アンデス山脈の西側に沿って南北約4.300キロ メートルにわたる細長い共和国である。北部には亜 熱帯の乾燥した砂漠が、中部には温帯性の農牧草地 帯が、そして、南部には寒冷な森林地帯が広がって

いる。モアイ像で有名なイースター島(スペイン語 では「Isla de Pascua」(パスクア島)) 等、島嶼も多 い。チリは、南極の一部にも領有権を主張している。

最初にチリに到達したヨーロッパ人は、ポルト ガルのマゼランであった(マゼランは、1520年、マ ゼラン海峡に到達した)。1533年にスペインのフラ ンシスコ・ピサロが北部のインカ帝国を征服した後、 ピサロの命を受けたペドロ・デ・バルディビアが南

PATENT ATTORNEYS OFFICE

〒530 - 0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル2階 TEL: 06-6233-1456(代表) FAX: 06-6233-1471(代表) - mail: sokei@sankyo - pat.gr.jp URL: http://www.sankyo-pat.gr.jp

会 長 小 弁理士 小 悦 ᆱ (機械・意匠・商標・不正競争) 弁理士 川 瀬井 (意匠・商標・不正競争) 並 (智久治子彦成 弁理士 櫻 (電気・電子) 幸 弁理士 串 (機械) (電気・電子) 谷坂 弁理士 兀 浩 弁理士 脇 祐 (意匠・商標・不正競争) 弁理士 大福 谷山 (電気・電子) 4 理十 東 (化学・材料・機械) (化学・材料) 弁理士 宇佐美 綾 弁理士 山 本 敦 (機械・電気・電子) 治上 正知 志恵 (化学・材料) 弁理十 $\dot{}$ 弁理士 亩 (意匠・商標・不正競争) 弁理士 西 也 (機械・化学・材料) 4 理十 中 注 (株 村) 弁理士 榊 原 (化学・材料)

所 長 弁理士 昌 崇 谷 (機械) 弁理士 (機械) 村平 金 弁理十 (電気・電子・機械) 也 弁理士 並 Ш 鉄 (意匠・商標・不正競争) 佐 弁理士 藤 睴 (機械) 兵晶弘平 弁理士 茜 津 (商標・不正競争) -高耕信 弁理士 (電気・電子) (電気・電子・機械) 邉答 **弁理十** 渡貴 一介勉 (商標・不正競争) 弁理十 弁理士 褔 成 (機械) 弁理士 行 弁理士 山 孝平 武 (雷気・雷子・機械) (機械・化学・材料) 本 弁理士 出 井 (化学・材料・機械) 弁理士 杉 弁理士 小 Ħ (株 械) (機械)

下し、1541年にはサンティアゴ市を建設して植民地 化を推し進めた。その後、チリ軍がスペイン軍に勝 利し、1818年にチリは独立を宣言した²。

1879年以降、北部のアタカマ砂漠の硝石³鉱山をめぐり、ペルー及びボリビアとの「太平洋戦争」(スペイン語では「Guerra del Pacífico」)が勃発した。その結果、戦争に勝利したチリが、ペルー及びボリビアから一部の領土を獲得した。現在でも、チリとボリビアの間では、国交がない。

チリでは、1932年以降は民主的政権交代が続いていた。1970年にはサルバドール・アジェンデの社会主義政権が成立し、主要産業の国有化、銅山の接収等が行われたが、チリは経済危機に陥った。その結果、1973年9月11日のクーデターにより、アウグスト・ピノチェトの軍事独裁政権が発足した。軍事独裁政権の下では、反政府勢力や一般市民に対する厳しい弾圧が行われた。アジェンデからピノチェトに続く時代における死者・行方不明者数は3,000人以上、拷問等による被害者数は40,000人以上、国外に亡命を強いられた者は100万人以上といわれている。その後、1990年に民政移管が実現し、エイルウィンが大統領に就任した。

チリは、銅及びリチウムの産出量では、世界有数の規模を誇っている。また、ワイン等の農産物や水産物の輸出に力を入れており、多くの国との間で自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)を締結し、自由貿易を推進する外交政策を進めている。環太平洋パートナーシップ協定(TPP)も、2016年2月4日に署名した。

また、チリは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場(メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」)は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ⁴の6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

チリの法制度⁵は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。チリは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、チリの法制度は多くの点で、

スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

日本企業のチリ進出が増加するに伴い、日本企業がチリにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、チリの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、チリの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい⁶。

Ⅱ 知的財産法全般

チリの憲法⁷には、著作権及び産業財産権の保障が明文で規定されている(19条25項)。また、「産業財産法」、「知的財産法」、「録音録画媒体に固定された実演における実演家の人格権及び財産権を付与する法律」、「植物育成者権法」等により、チリの知的財産法の主な制度が形作られている。

「産業財産法」は、特許、実用新案、意匠、商標、 営業秘密、地理的表示、産業財産権の執行等につい て規定している。その主な体系は、表1のとおりで ある。

また、「知的財産法」は、著作権等について規定している。その主な体系は、表2のとおりである。

チリは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)、特許協力条約(PCT)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、商標法条約、意匠の国際登録に関するバルヌ条約、万国著作権条約、WIPO著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)等である。なお、チリは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には、いまだ加盟していない。

知的財産権に関連するチリの政府機関のうち 最も主要なものである国家産業財産庁(Instituto Nacional de la Propiedad Industrial(INAPI))¹⁰は、 首都サンティアゴに設立され、特許出願、実用新案